

串本町公有財産売却一般競争入札公告

○売却物件 1件

・串本町串本 2000 番 24 土地 地目:宅地 地積:529.00 m²

※売却物件上の旧近畿労働金庫串本出張所(昭和 56 年建築、鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 267.75 m²)、車庫(昭和 56 年建築、面積 49.5 m²)、フェンス、花壇等付属物(以下「近畿労金建物等」という。)は今回の売却対象ではありません。

○一般競争入札参加資格

本入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 串本町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例第 2 条第 3 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)を承諾した者
- (4) 以下の条件に該当する方(町内在住又は在勤を問いません)
 - ・売買代金の支払いが可能な方
 - ・土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方

※次の①から④までのいずれかの事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団員
- ②租税その他公課について滞納がある者
- ③破産者で復権を得ていない者
- ④地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 第 1 項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本町の職員

○特記事項

- ・売却物件は上記1件とし、購入面積等の変更は認めません。
- ・境界について将来、紛争等が生じても一切串本町は関与しません。
- ・売却物件上にある近畿労金建物等は、近畿労働金庫の所有物です。
- ・串本町と近畿労働金庫の土地賃貸借契約(以下「土地賃貸借契約」という。)は物件購入後、売却物件購入者に引き継がれます。
なお、土地賃貸借契約は、別紙1のとおりです。
- ・土地の利用にあたっては、関係法令等を遵守して下さい。

- ・売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業の事務所の用に供すること並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸すことはできません。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第4条第 2 項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途にすることはできません。
- ・買受者は、契約の日から5年を経過する日まで、町の承認を得ないで売却物件について所有権の移転及び権利の設定(抵当権の設定は含まない。)をすることはできません。違反した場合は、買受人は、売渡人に対し、違約金(損害賠償額の予定)として売買代金の 20%相当額を支払うものとします。ただし、次のいずれかの場合、あらかじめ町長の承認を得れば、所有権の移転、権利の設定をすることができます。
 - ① 相続、転勤、担保権等の実行として競売に伴うもの等やむを得ない事由がある場合
 - ② 2 名以上の連名で土地を買い受けた者が、共有地を分割しようとする場合
- ・売却代金は一括で納めていただきます。
- ・物件の引き渡しは、所有権移転後となります。
- ・契約に係る印紙は、買受人に負担していただきます。

○予定価格

- ・9,200,000 円(この金額より高値で入札して下さい。)

○必要な書類

- ①公有財産一般競争入札参加申込書 1 通
- ②誓約書 1 通
- ③入札書(封筒に入れて封印すること) 1 通
- ④住民票(本籍の記載のあるもの) 法人の場合は、登記簿謄本 1 通
- ⑤印鑑登録証明書 1 通
- ⑥使用印鑑届 1 通
- ⑦居住市町村の納税証明書 1 通
(町税に滞納がないことを証明するもの)

①、②、④～⑦は、令和8年2月5日(木)までに串本町役場総務課へ提出(郵送可)して参加申込して下さい。

○入札日時

- ・日時:令和8年2月13日(金) 午後1時30分
- ・場所:串本町役場 2F 会議室6
- ・代理で入札される場合は、運転免許証等の代理人の本人確認書類(原本)をご持参いただくほか、委任状のご提出をお願いします。

○落札者の決定方法

- ・予定価格以上で、最高金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

○同額の入札をした者が2者以上あるときの落札者の決定方法

- ・同額の入札をした者が2者以上あるときは、開札後、直ちに行うくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退することはできません。入札者の代理人がくじを引く場合は、委任状が必要です。
- ・落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

○入札結果

- ・入札結果(落札の成否、応札者数及び落札金額)については、町のホームページにて公表します。落札者に関する情報について問合わせがあった場合、落札者が法人の場合は所在地、法人名及び落札金額を公表します。落札者が個人の場合は住所、氏名については公表しません。
(注)電話での結果照会には、個人落札者の住所・氏名、また落札者以外の住所(所在地)・氏名(法人名)・応札金額については、お答えできませんのでご了承ください。

○入札の無効

- ・本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とします。

○入札保証金

- ・見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を令和8年2月6日(金)までに納めてください。
- ・落札者が納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当することができます。

- ・入札保証金は、落札者のものを除き、入札後に還付します。還付には30日程度を要することがあります。落札者には、申請により契約保証金に充当する場合を除き、契約締結後に還付します。

○所有権移転登記及びその費用

- ・売買契約締結後の所有権移転登記は買受人で行っていただくこととなります。また、その際に必要な印紙税および登録免許税ならびに所有権移転登記に要する諸費用については買受人のご負担となります。

○売却物件の引渡し等

- ・売却物件の所有権は、売買代金の全額を納付し、その収納を完了したときに買受人に移転します。

○契約保証金に関する事項

- ・契約に際して、契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付していただきます。
なお、入札保証金を契約保証金に充当することができます。ただし、落札者が当該期日までに契約締結に応じなかった場合は、入札保証金は売渡人に帰属します。
また、契約保証金は、契約が履行された後に還付します。還付には30日程度を要する場合があります。

契約書に貼付する収入印紙に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

○売払代金の納入

- ・買受人は、売渡人が発行する納入通知書により、指定する期日までに町の指定金融機関に納付しなければなりません。

○入札の無効

- ・本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は無効とします。

○お問い合わせ先

名 称：串本町役場 総務課 管財、コミュニティグループ 担当：富田

所在地：〒649-3592 串本町サンゴ台 690 番地 5

連絡先：TEL 0735-62-0555

FAX 0735-62-4977

Mail soumu@town.kushimoto.lg.jp